生駒市規則第38号

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をこ こに公布する。

平成 2 4 年 1 2 月 1 3 日

生駒市長 山下 真

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則 生駒市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成13年6月生駒市規 則第18号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

第1条中「生駒市議会政務調査費の交付に関する条例」を「生駒市議会政務活動費の交付に関する条例」に改める。

第2条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「政務調査費交付申請書」を「政務活動費交付申請書」に改め、同条第2項中「政務調査費交付変更申請書」を「政務活動費交付変更申請書」に改める。

第3条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「政務調査費交付決定通知書」 を「政務活動費交付決定通知書」に改める。

第4条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「政務調査費交付請求書」を「 政務活動費交付請求書」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第6条とし、第8条 を第7条とする。

別表を削る。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

生駒市長 様

(生駒市議会議長経由)

会 派 名

代表者氏名

EIJ

政務活動費交付申請書

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派の結成年月日
- 3 代表者の氏名
- 4 経理責任者の氏名
- 5 所属議員数 人 (年 月1日現在)
- 6 所属議員の氏名
- 7 交付申請額 (年度分) 円

生駒市長 様

(生駒市議会議長経由)

会 派 名

代表者氏名

(EJ)

政務活動費交付変更申請書

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、 下記のとおり申請します。

記

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
代表者の氏名			
経理責任者の氏名			
所属議員数	人	人	
異動があった			
所属議員の氏名			
交 付 申 請 額]	
(年度分)	円	円	

生駒市長 様

(生駒市議会議長経由)

会 派 名

代表者氏名

(EJ)

会派解散届

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、 下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

第号

年 月 日

会 派 名

代表者氏名 様

生駒市長

(EJ)

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について、下記のと おり決定したので、生駒市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の 規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額 (年額)

円

生駒市長 様

(生駒市議会議長経由)

会 派 名

代表者氏名

(EJ)

政務活動費交付請求書

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 請求額 円
 - ただし、 年 月分から 年 月分まで
- 2 交付月の基準日における所属議員数 人

附則

(施行期日)

1 この規則は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号) 附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この 規則の施行の日以後に市長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費交付 変更申請書、会派解散届及び政務活動費交付請求書並びに市長が通知する政務 活動費交付決定通知書から適用し、同日前に改正前の生駒市議会政務調査費の 交付に関する条例施行規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請 書、政務調査費交付変更申請書、会派解散届及び政務調査費交付請求書並びに 市長が通知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。